○四国地方整備局告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十八日から二週間四国地方整備局及び同局土佐国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十六号及び百九十七号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
須崎市下分字馬越甲三〇三番六地先から同市下分字馬越甲二九九番二地先まで	○・○○～七八・一○メートル	○・○五六キロメートル

四　指定する期日　平成二十三年三月五日

○九州地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十七号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南島原市深江町甲字硲五二五二番六から同市深江町甲字植松五〇九七番三まで	前	一一・六三～一四・八五メートル	○・一四三キロメートル
	後	一三・〇九～二〇・七三	○・一四三

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

二　一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十七号及び二百五十一号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
雲仙市千々石町庚字北高野八番一地内	前	一三・四八～一六・一八メートル	○・○三○キロメートル
	後	一三・七二～一六・三四	○・○三○
雲仙市千々石町戊字畔岸一一六七番一から同市千々石町戊字畔岸一一七一番一まで	前	一三・八○～二○・九七	○・○七六
	後	一三・八○～二二・六六	○・○七六
雲仙市千々石町丙字大久保二三○番一地内	前	一三・九七～二○・六○	○・○三三
	後	一四・○六～二一・四三	○・○三三

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

二　一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十七号及び三百八十九号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
雲仙市小浜町雲仙字加持川一一五番一から同市小浜町雲仙字別所一五四番二まで	前	一○・七七～一五・四○メートル	○・一八○キロメートル
	後	一三・六二～二四・○七	○・一八○

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号	南島原市深江町甲字硲五二五二番六から同市深江町甲字植松五〇九七番三まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
〃	雲仙市千々石町庚字北高野八番一地内	〃
五十七号及び二百五十一号	雲仙市千々石町戊字畔岸一一六七番一から同市千々石町戊字畔岸一一七一番一まで	〃
〃	雲仙市千々石町丙字大久保二三○番一地内	〃
五十七号及び三百八十九号	雲仙市小浜町雲仙字加持川一一五番一から同市小浜町雲仙字別所一五四番二まで	〃
二百二号	糸島市二丈福井字新田二四四六番三から同市二丈福井字新田二四四七番三まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
二百五号	佐世保市南風崎町五一○番九から同市南風崎町四四八番まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
二百八号	みやま市高田町下楠田字渡瀬一六二八番から同市高田町下楠田字渡瀬一六一二番まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
二百九号	筑後市大字尾島字町囲六七○番一から同市大字尾島字町囲六○○番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十三年二月二十八日

○北海道開発局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十八日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　北見都市計画道路事業三・三・五号とん田通

三　事業施行期間　自平成二十一年八月十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十一年北海道開発局告示第九十六号の事業地のうち、北海道北見市広明町及び北光地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十八日

北海道開発局長　高松　泰